新潟市と村上市の市民団体による地域活性化連携協定

にいがた食の陣実行委員会(以下「甲1」という。)、新潟総踊り祭実行委員会(以下「甲2」という。)及びアートミックスジャパン実行委員会(以下「甲3」といい、甲1から甲3の総称を「甲」という。)と村上町屋商人会(以下「乙1」という。)、宵の竹灯籠まつり実行委員会(以下「乙2」という。)及びにいがた庭園街道ネットワーク(以下「乙3」といい、乙1から乙3の総称を「乙」という。)は、村上市と新潟市における地域の一層の活性化を図るため、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、双方の資源を有効に活用した協働による活動(以下「連携事項」という。)を推進することにより、両市の地域が活性化するとともに、文化、芸能、食などを通し連携した市民活動が広がることで地域の魅力発信に寄与することを目的とする。

(連携事項)

- 第2条 甲及び乙は、次の事項に関する連携事項に取り組むものとする。
 - (1) 文化・芸能の振興に関すること
 - (2)食文化の魅力発信に関すること
 - (3) 観光、地域の魅力発信に関すること
 - (4) その他、地域の活性化に関すること
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

(機密の保持)

第3条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は漏らしてはならない。本協定の効力が 失われた後も同様とする。上記の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合は、 甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができる。

(協定内容の変更)

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、 必要な変更を行うものとする。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間 が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期 間が満了する日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが署名の上、各自その1通 を保有する。

平成30年11月8日

- 甲1 新潟市東区東明3丁目10番1号 にいがた食の陣実行委員会 実行委員長
- 甲2 新潟市中央区万代1丁目6番1号 新潟総踊り祭実行委員会 副会長
- 甲3 新潟市中央区万代1丁目6番1号 アートミックスジャパン実行委員会 副会長

能登 剛史 (署名)

- 乙1 新潟県村上市長井町1番9号 村上町屋商人会 会長
- 乙2 新潟県村上市小町3番38号宵の竹灯籠まつり実行委員会 代表発起人
- 乙3 新潟県村上市小町4番10号 にいがた庭園街道ネットワーク 代表

吉川 真嗣 (署名)